



枕 監 第 39 号

令和 6 年 7 月 26 日

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市監査委員 水流 敏幸

枕崎市監査委員 下竹 芳郎

令和 5 年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率について審査した結果を、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和5年度枕崎市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和5年度枕崎市立病院事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 令和5年度枕崎市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 審査の期間 令和6年6月25日から令和6年7月3日まで
- (3) 審査の手続 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、枕崎市監査委員の監査の基準に関する規程に基づき、計数の照合、関係職員から説明を受けるなど必要と認める手続により審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、いずれも適正であると認められた。

(単位:%)

会計名	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

(2) 個別意見

ア 病院事業

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は599.9%である。令和5年度の資金不足比率はなく、『—』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△99.0%となり、前年度と比較すると2.8ポイント悪化している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円、%)

区分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-d)	△ 537,225	△ 562,535	△ 482,095	25,310	95.5
流動負債(a)	102,579	73,259	75,135	29,320	140.0
控除企業債等(b)	24,390	23,954	23,526	436	101.8
算入地方債現在高(c)	0	0	0	0	—
流動資産(d)	615,414	611,840	533,704	3,574	100.6
事業規模(B)	542,390	552,499	490,745	△ 10,109	98.2
A/B×100	△ 99.0	△ 101.8	△ 98.2	2.8	97.2
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

※ 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

イ 水道事業

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は329.3%である。令和5年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△159.5%となり、前年度と比較すると1.8ポイント好転している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-d)	△ 609,166	△ 605,399	△ 641,121	△ 3,767	100.6
流動負債(a)	200,585	204,508	196,869	△ 3,923	98.1
控除企業債等(b)	149,191	148,755	150,813	436	100.3
算入地方債現在高(c)	0	0	0	0	—
流動資産(d)	660,560	661,152	687,177	△ 592	99.9
事業規模(B)	382,001	383,895	392,310	△ 1,894	99.5
A/B×100	△ 159.5	△ 157.7	△ 163.4	△ 1.8	101.1
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

ウ 公共下水道事業

決算審査意見書に記載した公共下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は38.9%である。令和5年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△28.9%となり、前年度と比較すると12.7ポイント好転している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-(d-e))	△ 70,541	△ 40,982	△ 74,347	△ 29,559	172.1
流動負債(a)	349,933	315,276	312,577	34,657	111.0
控除企業債等(b)	284,365	289,467	283,151	△ 5,102	98.2
算入地方債現在高(c)	0	0	0	0	—
流動資産(d)	136,109	66,791	107,473	69,318	203.8
控除財源(e)	0	0	3,700	0	—
事業規模(B)	244,224	252,549	243,675	△ 8,325	96.7
A/B×100	△ 28.9	△ 16.2	△ 30.5	△ 12.7	178.4
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

(3) 審査の結果

審査に付された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の健全性は保たれていると判断できる。